

(第十一部)

第一回参議院商業委員会會議録第二号

(三四)

付託事件

○昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和二十二年七月二十四日(木曜日)午前十時三十分開会

本日の會議に付した事件

○昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

○委員長(一松政二君) これより開会いたします。

○國務大臣(和田博雄君) それでは私から昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四号は、第九十二回議會の協賛を経まして成立いたしました。今年の四月十四日に公布せられました。この法律は御承知のよう

に私の独占、不当な取引制限及び不公平なる競争方法の禁止、事業支配力の過度の集中の防止、即ち一切の事業活動の不当な拘束を排除することによりまして、公正な自由な競争を促進し、まして、そしてこの基礎の上に事業活動の旺盛化と、雇傭及び國民実所得の水準の向上、延いては一般消費者の利益の確保、國民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としたものであります。我が國の経済の民主化促進のための基本法であります。

そうしてこの法律の対象にしまする経済の実態が現実非常に複雑多岐でありまして、従いまして、この法律の実体的な規定はおのずから抽象的で流動性に富んだものとなっております。そこでこの複雑な経済現象の中からこの法律の目的に反した不当な、不公正な、乃至は不合理な事業活動上の拘束を取上げて、そして適当な措置を採ることにつきましては、公正と慎重とを期し得ますように、これを担当しまする機關について、特別の配慮を必要とするものでございまして、これは法律をお読み下さると分るのであります。矢張りこの法律の中でも、以上言いました目的を達成しますために、公正取引委員会という特別の行政機關を設けております。そして身分の保障を受け、独立して職務を行うことのできる七人の委員をして、合議制によつて職務を担当させることになつておるのであります。

右の委員は、年齢が、三十五歳だつたと思ひますが、それ以上で、法律又は経済に關する学識経験のある者の中から、内閣總理大臣が衆議院の同意を得て任命するのでございまして、右に述べましたような委員会の性質からしまして、委員としましては、法律や経済に關する学識経験の外に、実は高邁な識見と十分の社会的信用とが要求されるのであります。そこで委員の地位に對しまして、それ相當の格式を與えなければなりません。特に委員長に對しましては、特別の考慮を

加えなければならぬ、こう考えます。

そこで、公正取引委員会の委員長は、その任免につきまして、天皇の認証を必要とするいわゆる認証官とするのが適當であると認めまして、現行の規定では、実は委員長は委員の中から一人を總理大臣が任命することになつていたのであります。その現行法を改めまして、委員長は委員とは別に、委員長という官名のものにいたしました。その件免について天皇の御認証を必要とするということにいたしましたのであります。

只今上程せられた法律案の趣旨は、以上で盡きておるのであります。

この昭和二十二年法律第五十四号は、七月一日からその一部、言い換へますと、公正取引委員会の組織と権限に關する規定を施行いたしました。その後衆議院の同意を得ました上で、七月十四日、公正取引委員会の委員長と委員の任命をしまして、引続き七月二十日から、実体的な規定を初めとして、その他の規定が施行されまして、そうして經濟の民主化の促進をいたそうと、こう言つておるのであります。この法律を実施しますためには、本格的な体制を速かに整備する必要があります。このため、御審議を戴きまして、速かに協賛を與へられんことをお願いいたします。御審議を戴きまして、速記を止めて下さい。

○委員長(一松政二君) 速記を止めて下さい。

○委員長(一松政二君) 速記始め

て。説明が終りましたから、これより質疑に移ります。どうぞ質疑のある方は御発言をお願いします。

○松下松治郎君 これはなんです、先程お聞きしますと、修正する権限があるんですか、ないので、これは重大なことで、これは、

○國務大臣(和田博雄君) これはなんぞでございます。私の説明で一つお汲み取りを御願いたしましたのであります。衆議院の方もそういう御了解を通じて戴きました。従つて修正なしにお通しを願います。

○松下松治郎君 修正する権限があるか、権限がないならこれは原案通りやるより仕儀がありませんね。議論の余地がないなら質疑というよりも、

○委員長(一松政二君) 修正と質疑は違ひます。質疑は勝手ですから、他に質疑はございませんでしよ。か。

○黒川武雄君 この法律の改正に費用は掛りますか。

○國務大臣(和田博雄君) 経費は別段掛りません。ただ公正取引委員会というものは法律で認められた組織でありますから、それで費用というものは必ずつと認められております。

○黒川武雄君 法律改正については、

○國務大臣(和田博雄君) 別に何も要りません。

○佐伯卯四郎君 委員には余程常識的な者を持つて貰わんと、これを下手にやられたときには大いに関係するもの

があるですね。

○國務大臣(和田博雄君) この委員は期限が決まつておりまして、七人が任期があり、一年議員、二年議員、三年議員とあります。

○油井賢太郎君 今この委員には誰と誰がなつておるのですか。

○政府委員(佐多忠隆君) 委員長には中山喜久松、それから藤野弘、大橋光雄、倉井敏郎、島本融、石井清、横田正俊、以上七人です。

○油井賢太郎君 その年数もずつと読んで下さい。

○國務大臣(和田博雄君) 年数は、これが通りまして、正式にやるようになってから決まります。

○中川幸平君 この法律自体にはいろいろ質疑はありましたが、改正案の中には余りないのじやありませんか。

○委員長(一松政二君) 外に質疑はございせんか。別に質疑もないようでございます。ですから質疑は終了したものと認めます。

討論に入ること御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(一松政二君) いや、これから討論に移ります。御異見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。外に御意見ございせんか。

○高瀬莊太郎君 今度の改正の要点は、委員長を認証官にするという点にあるのであると思ひますが、私は委員長の職責は非常に重大でありますし、責任も非常に重いことあります。か

ら討論に移ります。御異見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。外に御意見ございせんか。

ら、今度の改正案が最も適当と考えまして賛成したいと思います。

○委員長(一松政二君) 他に御意見ございませんか。…別に御意見ございませんから、討論は終結したことに認めまして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(一松政二君) 御異議ないと認めます。直ちに採決に入ります。

「昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」を可決することに御賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(一松政二君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本院規則第四百四條により、本会議における委員長の口頭報告の内容については、予め多数意見者の承認を経なければならんことになっておりますが、これは委員長において本委員会における経過、質疑解答の要旨及び討論の要旨を報告いたすこととして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(一松政二君) 御異議ないと認めます。

次に本院規則第七十二條により、委員長報告には多数意見者の署名を附して議院に提出することになっておりますから、順次御署名をお願いします。

〔多数意見者署名〕

○委員長(一松政二君) 署名漏れはございませんか。それでは署名漏れもないようですから、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三分散会
出席者は左の通り。

委員長 一松、政二君
委員

松下松治郎君

大野木秀次郎君

黒川 武雄君

中川 幸平君

深川榮左三門君

油井賢太郎君

佐伯卯四郎君

島津 忠彦君

高瀬莊太郎君

波多野林一君

廣瀬與兵衛君

和田 博雄君

國務大臣

政府委員

総理廳技官 佐多 忠隆君

七月十日予備審査のため、又同月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(予第五号)(第六号)

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第五十四号の一部を次のように改正する。

第二十八條及び第三十一條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第二十九條第一項中「委員七人」を「委員長及び委員六人」に、同條第二項及び第三項中「委員」を「委員長及

び委員」に改め、同條中第二項の次に左の一項を加える。

委員長の任免は、天皇が、これを認証する。

第三十條第一項本文、第二項乃至第四項中「委員」を「委員長及び委員」に、同條第一項但書中「補欠委員」を「補欠の委員長及び委員」に改める。

第三十二條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第三十三條第一項を削る。

第百十四條中「そのうちの一人については一年、二人については二年、一人については三年、二人については四年、一人については五年」を「そのうちの四人については各一年、二年、三年又は五年とし、二人については四年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。